

くるみの アレルギー表示の義務化



令和5年3月9日、「くるみ」が特定原材料に追加され、**アレルギー表示が義務付けられました**。「くるみ」を含む食品については、**令和7年4月1日**から新しい表示ラベルに切り替える必要があります。

特定原材料

(8品目)

必ず表示が必要です



えび



かに



小麦



そば



卵



乳



落花生
(ピーナッツ)



くるみ

くるみが
「特定原材料に準ずるもの」
から、
「特定原材料」
に変更

特定原材料に準ずるもの

(20品目)

表示が推奨されています

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ※、もも、やまいも、りんご、ゼラチン
※令和6年3月に追加（まつたけは削除）

なぜ義務化されたのか？

近年、くるみによるアレルギー症例数が増加しているため、くるみが特定原材料に追加されました。

義務表示の対象となる「くるみ」の範囲は？

主に流通している海外産(チャンドラー種やハワード種など)に加え、国産(オニグルミ、カシグルミやヒメグルミなど)も表示の対象としています。くるみオイル、くるみバター等もアレルゲンとなるので、注意が必要です。

包材資材の切替え等の猶予期間はあるのか？

猶予期間は**令和7年3月31日まで**です。令和7年4月1日以降に**製造され、加工され、又は輸入される加工食品**※には特定原材料としての表示が必要となります。

※業務用加工食品の場合は、令和7年4月1日から**販売されるもの**に特定原材料としての表示が必要となります。

表示例

(特定原材料等を一括して表示する場合)

名称	焼菓子
原材料名	小麦粉(国内製造)、チョコレート、くるみ、卵、砂糖、マーガリン/ベーキングパウダー、(一部に小麦・乳成分・卵・ くるみを含む)
内容量	5個
賞味期限	令和5年5月15日
保存方法	直射日光・高温多湿を避け保存
製造者	株式会社 ○○○○ 横浜市○区○○○

アレルギー表示に関する相談窓口

各区福祉保健センター生活衛生課



発行

横浜市保健所食品衛生課

TEL 045-671-3378 FAX 045-550-3587

〈令和5年8月発行〉〈令和6年4月修正〉

食品の表示方法や食品表示関係の最新情報、チラシを掲載しています！

横浜市 食品表示

